

金武中城港台風・津波対策実施要領

金武中城港長
金武中城港海難防止会

1 台風

警戒体制等の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	実施事項
第一体制 (警戒体制)	風速 25 m/s 以上の暴風圏が 48 時間以内、若しくは 15 m/s 以上の強風域が 24 時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 船舶は、台風の動きに留意し、乗組員の待機、機関の準備等、避難できる態勢を整えること。 ② 荷役作業は、直ちに中止できる態勢を整えること。 ③ 小型船舶は、現場の状況に応じ、港内の船溜り等の安全な場所に避難すること。 ④ 港内工事作業従事者等は、資機材の流出防止措置等を行い、厳重な警戒体制をとること。
第二体制 (避難勧告)	風速 25 m/s 以上の暴風圏が 24 時間以内に金武中城港に到達すると予想される場合	① 船舶は速やかに離岸（離棧）し、避難すること。 ② 荷役作業を中止し、安全な場所に避難する等、荒天準備を完了させること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径 2 海里」を錨泊制限海域とする。（別紙 1 参照）
解除	金武中城港が台風の影響圏外となり、次第に平穏になると予想される場合	第一体制又は第二体制の解除

(注)

- 1) 避難勧告の対象船舶（押航船はその合計）は、総トン数 500 トン以上の船舶とする。
- 2) 避難勧告に従わなかった場合、港則法第 39 条第 3 項により、港長から退去を命ずる場合があり、同条には、罰則が定められている。
- 3) 走錨海難を防止するため、国際 VHF（ch 16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保し、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及び AIS^{*1} 搭載船舶は AIS を常時作動させること。
- 4) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の棧橋をいう。
- 5) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が特に必要と認める船舶はこの限りとしない。
- 6) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

2 津波

(1) 警戒体制等の発出・解除の基準及び措置等は、以下のとおりとする。

気象庁(台)から津波注意報又は警報が発表されたならば、金武中城港長は次表の区分のとおり体制等を発出するが、時間的に余裕がないことも考えられることから、船舶は津波警報又は注意報を入手した場合、体制等の発出を待つことなく、必要に応じた措置を講ずる。

当該措置に際して、船舶は、人命の安全を第一に考え、安全サイドに立った措置を行うものとし、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外退避等を優先するものとし、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、次表の規定に関わらず、乗組員・乗客・作業員を安全な場所に避難させることを念頭に置き対応する。

区分	発出時期	措 置
第一体制 (警戒体制)	沖縄本島地方に津波注意報が発表された場合	① 船舶は、必要に応じて避難できるよう、乗組員の待機、機関の準備等、津波の来襲に備えておくこと。 ② 危険物積載船舶は、必要に応じて港外に避難すること。 ③ 小型船舶は、必要に応じて高いところに引き上げて固縛又は係留の強化等を行うこと。 ④ 危険物の荷役及び港則法第31条に係る工事、作業並びに第32条に係る行事は中止すること。
第二体制 (避難勧告)	沖縄本島地方に津波警報又は大津波警報が発表された場合	① 船舶は速やかに離岸(離棧)し、水深が深く広い海域に避難すること。(危険物積載船舶は原則として港外に避難すること。) ② 第一体制を経ず、第二体制が発出された場合、第一体制③・④の措置を速やかにとること。
解除	津波注意報・警報が解除された場合	第一体制又は第二体制の解除

(注)

- 1) 対象船舶は、金武中城港内及び同港境界付近における全ての船舶とする。
- 2) 小型船舶とは、プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない。)とする。なお、小型船舶が通常陸揚げ固縛されるスロープや砂浜の傾斜地は、津波が遡上する危険性があるので、陸揚げ場所には十分注意する。
- 3) 気象庁(台)からの津波予報を入手できない状況にあっても、強い地震(震度4程度以上)を感じた時は、一般的に震源が近距離の場合が多い。震源が近い時に津波が発生すれば、短時間で到達することを考慮する必要がある。

また、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れとして感じた時は、大きく断層が動いた「地震津波、長周期地震」の可能性のあることから、津波発生を想定していた対応をとる必要がある。

- 4) 避難に要する時間は、「避難準備に要する時間(機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間

- 等)」と「安全な海域までの移動時間」を考慮し、各船舶は入港の都度、両者を把握しておくこと。
- 5) 避難勧告に従わなかった場合、港則法第39条第3項により、港長から退去を命ずる場合があり、同条には、罰則が定められている。
 - 6) 警報、注意報が解除されるまで対応措置を講ずること。
 - 7) 第一体制又は第二体制が解除された場合であっても、漂流物及び港湾施設の被害等の状況を確認のうえ航行すること。
 - 8) 走錨海難を防止するため、国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保し、当直員（船橋当直・無線当直等）の配置及びAIS搭載船舶はAISを常時作動させること。

（2）参考

津波警報・注意報が発表された場合において、船舶がとるべき対応については上記（1）の対応をとるとともに、東日本大震災の教訓を踏まえた調査結果（（公財）日本海難防止協会：H26.4）に基づく別紙2の「津波に対する船舶対応表」を参考にすること。

なお、当該「津波に対する船舶対応表」のモデル港は「清水港」である。

3 異常低気圧等（台風を除く）

警戒体制等の発出・解除の基準及び実施事項等は、次表のとおりとする。

区分	発出時期	実施事項
第一体制 (警戒体制)	発出なし (注) 1) 参照	気象庁(台)から発表される、警報・注意報に応じ、各船船長の判断により、係留強化等の対策をとること。
第二体制 (避難勧告)	海上(沖縄東方海上)に海上暴風警報が発出された場合	① 船舶は速やかに離岸(離棧)し、避難すること。 ② 荷役作業は中止し、安全な場所に避難する等、荒天準備を完了すること。 ③ 重要施設の周辺海域「半径2海里」を錨泊制限海域とする。(別紙1参照)
解除	上記警報が解除された場合	避難勧告の解除

(注)

- 1) 第一体制(警戒体制)については、気象庁(台)が発表する海上暴風警報以下の基準(海上強風警報等)については、その発表頻度等を勘案すると、現実的でないことから発出しないこととする。
- 2) 避難勧告の対象船舶(押航船はその合計)は、総トン数500トン以上の船舶とする。
- 3) 避難勧告に従わなかった場合、港則法第39条第3項により、港長から退去を命ずる場合があり、同条には、罰則が定められている。
- 4) 走錨海難を防止するため、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保し、当直員(船橋当直・無線当直等)の配置及びAIS搭載船舶はAISを常時作動させること。
- 5) 重要施設とは、走錨により甚大な被害が想定される、沖縄石油基地株式会社及び沖縄ターミナル株式会社のシーバース並びに沖縄電力株式会社吉の浦火力発電所の棧橋をいう。
- 6) 錨泊制限海域での錨泊について、港長が特に必要と認める船舶はこの限りとししない。
- 7) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

4 船舶及び事業者への周知方法

- (1) 中城海上保安部は、警戒体制等をFAXで周知する。
- (2) 金武中城港沿岸に事務所を構える漁業協同組合は、原則として、津波警報等の発表・解除を所属漁船に周知すること。
- (3) AIS搭載船に対し、避難勧告等が発出(解除)された旨のメッセージを送信する。
- (4) 海上保安庁が運用する「海の安全情報」^{※2}に、避難勧告等が発出(解除)された旨の内容を掲載する。

※1 AIS (Automatic Identification System : 船舶自動識別装置)

船舶の位置、針路、速力等の安全に関する情報を自動的に送受信するシステム

※2 海の安全情報 (沿岸域情報提供システム)

海上保安庁が、気象海象の現況、緊急情報等を、船舶の運航者等に対し、インターネットなどを通じてリアルタイムに提供するシステム

5 報告

- (1) 避難した船舶は、再入港までの間、その動静について代理店を経由し港長に報告すること。
- (2) 船舶及び船舶の係留施設等に被害があった場合は速やかに港長に報告すること。

平成22年7月8日 改正 (港則法改正に伴う改正)

平成24年6月26日 一部改正

平成27年7月15日 一部改正

平成28年7月22日 一部改正

令和元年5月30日 一部改正

令和3年7月13日 一部改正



金武中城港沖縄石油基地シーバース灯（北緯26度23分21秒 東経127度58分27秒）及び金武中城港沖縄ターミナルシーバース灯（北緯26度22分39秒 東経127度57分54秒）を中心とする半径2海里の円内海面



金武中城港吉の浦火力発電シーバース灯（北緯26度15分48秒 東経127度49分04秒）を中心とする半径2海里の円内海面

津波に対する船舶対応表

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	船舶の対応					
			大型船、中型船（漁船を含む）			小型船(プレジャーボート、小型漁船等)		
			港内着岸船		航行船	港内着岸船	航行船、錨泊船	
			一般船舶 (作業船含む)	危険物積載船舶				錨泊船、浮標係留船 (作業船を含む)
大津波警報	10m 超 (10m < 予想高さ)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
	10m (5m < 予想高さ 10m)	有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後陸上避難 又は港外退避
津波警報	3m (1m < 予想高さ 3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	作業中止 港内避泊	港内避泊	陸上避難	着岸後陸上避難 又は港内避泊
		有り	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	荷役・作業中止 港外退避	作業中止 港外退避	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後陸上避難 又は港外退避
津波注意報	1m (0.2m < 予想高さ 1m)		荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	作業中止、港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後陸上避難 (場合によっては港外退避)	着岸のうえ陸揚げ固縛若しくは係留強化の後陸上避難又は港外退避
備考			事業者側で予め対応マニュアルを作成		津波発生時には潮流が早くなるため、港内避泊する際は近くに浅所がある等により危険が高まる海域に注意する。 錨地として使用されている海域のうち津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ、避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可	

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が有る場合
- 無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間（船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで）が無い場合

- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶（造船所等での陸揚げは含まない）をいう。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する（港外退避中に航行困難となった場合は港内避泊）。
- 港内避泊 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスターにより津波に対抗する（小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物避航する）。
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する（陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する）。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。

* 上記の表は標準的なものであり、船舶、関係機関においては、それぞれの地域（港）の特性、船舶の現状に応じた対応策を検討し、津波対応マニュアルを作成しておくことが望ましい。

* 港内においては、浅所が点在していること、津波来襲時には強潮流に翻弄されることが予想されること、陸上からの流出物や油流出の可能性もあること等勘案し、港内避泊を行う際は、周辺の状況に十分注意すること。